

平成30年2月26日 定例記者懇談会 発表
中部運輸局自動車交通部自動車監査官

一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー）に対する集中監査の実施結果について《速報》

中部運輸局では、平成30年1月に一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー）を対象とした集中監査（別添参照）を行い、その結果を集計しましたのでお知らせします。

記

1. 実施結果

35事業者に立入監査を行い、19事業者に違反を確認しました。

①監査実施事業者数及び違反確認事業者数（支局別）

支局別	愛知	静岡	岐阜	三重	福井	合計
監査実施事業者数 (違反確認事業者数)	12 (8)	9 (6)	7 (2)	3 (0)	4 (3)	35 (19)

②主な違反の件数

監査実施事業者数	違反確認事業者数	運送引受義務違反	営業区域外旅客運送違反	過労防止違反		点呼違反		その他(主なもの)	
				拘束時間	健康診断未受診	点呼未実施	点呼簿記載不備	乗務員台帳記載不備	適性診断未受診
35	19	2	1	4	4	6	6	3	7

2. 今後の対応

違反を確認した19事業者については、違反事項について直ちに改善するようその場で指示しており、今後、違反内容を精査したうえで行政処分基準に基づき厳正に処分することとしています。

中部運輸局としては、今回の集中監査において監査実施事業者の半数以上に違反を確認し、点呼の未実施、健康診断や適性診断の未受診など輸送の安全に関する違反が多かったことから、引き続きタクシー事業者に対して監査・指導を実施し、輸送の安全の確保が図られるよう取り組んで参ります。

【問い合わせ先】

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官 中山・大石・石野
TEL 052-952-8038 (直通)

平成29年12月26日 定例記者懇談会 発表
中部運輸局自動車交通部自動車監査官

一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー)に対する集中監査について

中部運輸局では、一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー)を対象として、輸送の安全確保状況の確認のため、平成30年1月に集中監査を実施することとしたので、お知らせします。

記

1. 集中監査の実施期間

平成30年1月4日(木)から1月31日(水)まで

2. 監査対象事業者

平成25年9月30日中運局公示第58号「自動車運送事業〔一般貸切旅客自動車運送事業を除く。〕の監査方針について」に基づき選定

- (1) 新規許可事業者、新たに事業を譲受した事業者
- (2) 公安委員会、労働基準監督署等から通報があった事業者
- (3) 事故や利用者等から苦情があり、監査が必要と判断した事業者
- (4) 長期間監査を実施していない事業者

3. 重点監査項目

酒気帯び・過労運転の防止、運転者の健康管理の徹底、運転者に対する指導監督の徹底、車両の点検及び整備の徹底が図られるよう、以下の項目に重点をおいて監査を実施する。

- (1) 点呼の実施状況
- (2) 運転者への指導監督状況
- (3) 健康診断、適性診断の受診状況
- (4) 勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- (5) 車両の点検及び整備状況

【問い合わせ先】

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官 中山・大石・石野
TEL 052-952-8038 (直通)